

★活動★

月	火	水	木	金	土
	1 運動あそび 	2 課題あそび 	3 感触あそび  持ち物:スモック	4 音楽あそび 	5 手指あそび 
7 感触あそび  持ち物:スモック	8 課題あそび 	9 運動あそび 	10 音楽あそび 	11 絵画あそび  持ち物:スモック	12 課題あそび 
14 運動あそび 	15 音楽あそび 	16 絵画あそび  持ち物:スモック	17 避難訓練(火災) 課題あそび 	18 運動あそび   手指あそび	19 感触あそび  持ち物:スモック
21 運動あそび   手指あそび	22 制作あそび (クリスマス)  持ち物:スモック	23 制作あそび (クリスマス)  持ち物:スモック	24 クリスマスパーティー 	25 クリスマスパーティー 	26 運動あそび 
28 絵画あそび  持ち物:スモック	29 冬休み 	30 冬休み 			

絵画あそび・・・ストローやスポイト等を使用して吹き絵を楽しみます。

感触あそび・・・キネティックサンドを触って、通常の砂とは違った感触を楽しみます。

専門職のセルク来所日

公認心理師

4日(金)、7日(月)、17日(木)、19日(土)、22日(火)

言語聴覚士

1日(火)、5日(土)、9日(水)、10日(木)、11日(金)、

14日(月)、15日(火)、23日(水)、25日(金)、26日(土)

理学療法士

3日(木)、8日(火)、16日(水)、21日(月)





「糸賀一雄」先生のことば

教育相談員 馬籠 裕二

国は「障害者の権利に関する条約」の署名（平成19年）以降、「障害者基本法の一部を改正する法律」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等、障害者施策に関する法整備を進め、共生社会の実現に向けて様々な取り組みをしています。こうした法整備は、教育・福祉・労働・医療・関係機関等の分野でも障害のある人となない人が共に生きる仕組みの構築や、それに必要な環境等整備がされてきています。

戦後、昭和21年創設された「近江学園」でご苦勞された先人の先生方の愛と苦闘の記録となっている、「この子らを世の光に」の5「発達保障という考え方」を、私は20年ぶりに読み返しました。「この子らを世の光に」とは、糸賀一雄先生（近江学園初代園長）のことばです。「著書の題名」でもあります。戦後、間もなく滋賀県の大津市（現在は湖南市に移転）に創設された近江学園は、二人の偉大な教育実践家と尊敬されている池田太郎先生（後に信楽学園長）や田村一二先生（後に一麦寮長）をはじめ、極めて魅力的な人たちがたくさん職員として集まり創設されました。近江学園の実践は、後に戦後日本の特殊教育（現在は特別支援教育）の基本に流れることになりました。当時は、子どもたちを社会の一員として、更には一人の人間として認め扱わない国や社会や家庭の無理解・冷淡そして不当な圧迫との戦いだったそうです。

それでも理想の実現に向けて情熱をささげることが出来たのは、『近江学園が「人」をつくり、また「人」につくられた学園であった』と、糸賀一雄先生は記しています。このことは、子どもたちへの深い愛情と共感でたく結ばれた学園であったということだと思います。糸賀一雄先生が「この子らに世の光を」と言わず、「この子らを世の光に」と昭和20年代の当時、厳しい時代に述べられたことは、すべての子どもたちに権利として「発達の保障」を強く訴え、社会を変えたい。そして、「人権尊重」の精神が育つ社会の実現を願っていたのだと思います。

私は現役時代、生徒たちが特別支援学校の高等部を卒業する時、社会の荒波に出る卒業生を心配せずにはいられませんでした。当時、地域社会の福祉等の更なる充実を願い、地域で生涯にわたり豊かに生活ができるようにと、私たちは条件整備にも力を入れました。しかし、そのことは「この子らを世の光と」お願いするだけでなく、この子らが主体的に自信をもって、地域で生きる権利があることを堂々と主張することができる社会の実現です。私たちは生徒たちから多くのことを学びました。彼らは「世の光」です。逆に感謝の気持ちでいっぱいです。地域の中で共に生きることは、お互いに人間として大切なものをいつも分かち合うことです。卒業生が、「世の光」になって、地域で自信をもって明るく元気に、地域で共に生きていくことを願ってやみません。

これからは多様性の時代ともいわれています。糸賀一雄先生の「この子らを世の光に」を学び、一人一人の違いを認め、個性、能力が尊重された、共に生きる社会の実現に向けて、一人一人が地域や関係機関等と連携して、できることから共に取り組んでいくことが求められています。



★おしらせとおねがい★

1 冬期休暇について

12月29日(火)～1月3日(日)は冬期休暇とさせていただきます。年末は**12月28日(月)**まで、年始は**1月4日(月)**からのご利用となりますので、お間違いないようにお願いします。